

こしがや案内図広告掲載に関する基準

平成21年6月15日一部改正決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号）に基づき、市が作成するこしがや案内図への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告の掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 1号広告 縦4.5cm×横9cm
- (2) 2号広告 縦4.5cm×横18cm

(掲載する広告数)

第4条 掲載する広告数は、1号広告の規格で6区画分とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1回1区画につき、1号広告は30,000円、2号広告は60,000円とする。

(広告掲載料の還付)

第6条 納付された広告掲載料は原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかつたときは還付する。

(広告内容)

第7条 広告主は、広告の内容及びデザイン等がこしがや案内図のイメージを損なうことのないよう、市広報広聴課と調整しなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成18年12月25日から施行する。

附 則（平成21年6月15日決裁）

この基準は、決裁の日から施行する。